

公益社団法人 日本コンクリート工学会  
情報コミュニケーション委員会規程

令和元年5月22日 制定

(目的)

第1条 この規程は、情報コミュニケーション委員会（以下「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第2条 委員会は、原則として委員20名以内をもって組織する。委員は、第3条に定める委員長が指名する。

(委員長、副委員長)

第3条 委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

2. 委員長は、会長が指名する。

3. 副委員長は、委員長の指名による。副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。

2. 委員の任期は2年とし、重任を妨げない。

3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第5条 委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、重要事項については必要に応じて、広報委員会に付議する。

(1) ホームページのコンテンツの企画立案及び運営管理

(2) メールニュースの作成及び配信

(3) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会が発議し、広報委員会及び企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、令和元年5月22日から施行する。